

J R 東海労働組合関西地「申」第 21 号

2022年2月1日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治



「東海労働組合員を、直ちに出向会社エムティから出向解除することを求める」

緊急申し入れ

1月25日、エムティ警備保障(株)に出向に行かされている東海労働組合員に、出向先のエムティ副社長から「Nさん(当該組合員)の出向を解除したい。J R 東海に出向解除を申し出る。」との話がされた。しかし、その後、当該組合員に対し、エムティからも J R 東海からも何の連絡も無いので、当該組合員から「どうなっているのか?」、両方(エムティ、J R 東海)に問い合わせたところ、「協議中」との回答であった。

そして、それ以降今日まで何の連絡もされていない。いうまでもなく、当該組合員は、エムティへの出向に同意していないにもかかわらず、J R 東海が強引に出向に行かせたものである。そして、出向先のエムティは、当該組合員が就業規則の閲覧を求めても応じず、「エムティの就業規則は、まだ十分でないので J R 東海就業規則に準じる」(1/31 エムティ副社長)との話をしている。そして、そのような出向先であるエムティが、当該組合員に対し「出向を解除して、J R 東海に帰ってもらおう」ことを明らかにしている。

したがって、以上の状況にふまえ、以下の申し入れをするので、早急に対処すると共に、団体交渉を開催し開催し経過を明らかにすること。

記

1. 当該組合員のエムティへの出向を直ちに解除し、大阪第一運輸所に戻すこと。
2. 就業規則が十分でなく、閲覧させることができないような会社(エムティ)に、強引に出向に行かせた、J R 東海の責任を明確にすること。
3. 本人の同意なき強制出向は、直ちに止めること。

以上